

2025 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
(スタンダード市場・コード 6634)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
電 話 03-5766-9870

(経過開示) 議決権行使許容・禁止の仮処分の申立ての取下げに係る書面の
受領に関するお知らせ

株式会社クシム（以下「クシム」といいます。）が、2025 年 9 月 8 日付で開示した「(経過開示) 議決権行使許容・禁止の仮処分の申立ての取下げのお知らせ」（以下「本開示」といいます。）について、当社は、同年 9 月 5 日付で、既に同社の取下げに係る書面を受領いたしておりましたことをあらためてお知らせいたします。

記

クシムは、本開示において、大阪地方裁判所堺支部による 2025 年 8 月 4 日付「株主総会招集許可決定」（以下「本決定」といいます。）を根拠として、当社連結子会社である株式会社 ZED ホールディングス（以下「ZED ホールディングス」といいます。）及びその子会社に係る株主総会（以下「本総会」といいます。）を開催し、取締役・監査役の選任・解任等の決議を行った旨を記載しております。

しかしながら、本決定はあくまで ZED ホールディングスの本総会の開催を許可したものであり、クシムによる議決権行使を認めたものではありません。当社が 2025 年 8 月に東京地方裁判所へ申し立てた、クシムに対する「令和 7 年(ワ)第 30222 号議決権行使禁止の仮処分命令申立事件」については、同裁判所より、クシムは本総会において議決権を行使してはならない旨の決定が出され、これに対してクシムは保全異議申立（東京地裁令和 7 年（モ）第 90141 号保全異議申立事件）及び保全抗告（東京高裁令和 7 年（ラ）第 2099 号保全異議抗告事件）を行いました。いずれも当社の主張が認容され、クシムの議決権行使を禁止する仮処分決定が確定し維持されております。また、クシムが、自らの議決権行使認容及び当社らの議決権行使禁止を求めて申し立てた仮処分命令申立事件については、本開示のとおり、クシム自身が 2025 年 9 月 1 日付で取下げを行っております。

したがって、クシムが本決定を根拠に、本総会で議決権を行使しようとする行為は、明らかに司法判断を無視するものであり、法的根拠を一切欠くものです。

当社といたしましては、かかる法的根拠なく、不当な主張を前提とする本開示が、株主その他ステークホルダーに誤解を与えるおそれ大きいことを重く受け止めております。今後も適切な法的手続を通じて、当社の正当な権利を確保し、株主の皆様の利益を守るべく対応してまいります。

以上